

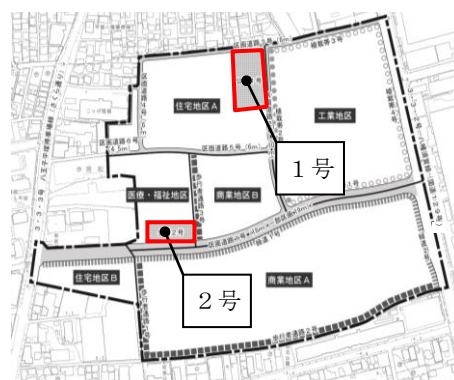
(1) 地区施設

イ 公園

整備方針

公園は、人々が憩いの場として利用することから、周辺環境との調和に配慮し、緑豊かな愛着のもてる公園づくりを目指します。

また、公園1号は区画道路2号の沿道景観を補完する役割を担い、公園2号は緑道とともに「緑の大軸線」を牽引します。



公園1号、2号の位置

○整備ガイドライン

【特記事項】

公園1号

緑地

- ・区画道路2号側の樹木は、植栽帯2号の樹木との調和に配慮すること。

その他

- ・区画道路2号、3号への出入り部については、誰もが利用しやすいよう開放的な空間とすること。

公園2号

緑地

- ・区画道路1号側の樹木は、緑道1号の樹木との調和に配慮すること。

その他

- ・区画道路1号、歩行者通路3号への出入り部等については、誰もが利用しやすいよう開放的な空間とすること。

【共通事項】

境界部

- ・道路からの開放感を醸し出すように配慮すること。
- ・フェンスを設ける場合は突出色を避け、透視可能なものの選定をし、周辺景観に配慮したものとする。

樹木

- ・十分な植栽スペースを確保し、緑豊かな空間の創出に配慮すること。
- ・ゆとりあるくらしの景観を創出するため花をつける樹木や、草花などで季節感を醸し出すよう配慮すること。
- ・樹木の成長を十分に考慮した配置とすること。

路面

- ・自然素材の活用に努め、周辺環境との調和に配慮すること。



土系舗装を施し
自然な風合いを醸し出す路面

付帯施設

- ・ベンチ等の付帯施設の色彩は、低明度、低彩度の落ち着いた色彩を使用するなど周辺環境との調和に配慮すること。
- ・遊具などは組合せや配置に配慮すること。